

別記(一)

要求書

(職工側)

- 一 臨時休業ノ際ハ日給全額支給ノコト
 - 二 賃金三割以上即時引上ノコト
 - 三 工場設備ヲ完全ニスルコト
 - 四 従業員待遇改善ノコト (但シ浴場、食堂、夜弁其ノ他衛生上諸般ノ設備ヲ含ム)
 - 五 不完全機具改善ノコト
- 右末儿十月十五日午前十時迄ニ確答相成度候
 通達右確答中此迄作業中止可致念ノ為メ通告候也
 昭和十年十月十四日 従業員一同

古代表者

千斗必
鄭英秀
(外十七名署名)

合資會社 工場製煉所 御中